(ハ)　落札者は、機構と落札者との間で特定業務代行契約を締結し、特定業務代行者として基盤整備工事に係る工事請負契約を締結すると同時に、機構と建設工事に係る「虎ノ門二丁目地区(再)特定業務代行施設建築物建設工事の設計・施工に関する覚書（以下「設計・施工に関する覚書」という。）」を交換し、建設工事に係る実施設計図書を作成する。実施設計図書が完成したときは、「設計・施工に関する覚書」に基づき、建設工事に係る工事請負契約を締結する。

(ニ)　本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。

(ホ)　本工事は、低入札価格調査となった者と契約を行う場合、全ての工事に監理技術者と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。

2　競争参加資格　競争参加希望者は、次の⑴から⑶に掲げる条件をすべて満たす者であること（上記１⑷①保留床取得の予定者（以下「保留床取得予定者」という。）と上記１⑷②工事関連業務を実施予定の者（以下「工事請負予定業者」という。）が異なる場合は、共同での参加（以下「共同申込」という。）も可とする。この場合、保留床取得予定者については⑴及び⑵の条件を、工事請負予定業者については⑴及び⑶に掲げる条件をそれぞれ満たす者であること。）。

また、実施設計を工事請負予定業者以外の者に行わせる場合は、⑷に掲げる条件を満たす者であること。

⑴　次の①から⑤に掲げる条件をすべて満たしている者であること（複数の者で構成する場合は、すべての者が①から⑤に掲げる条件をすべて満たしている者であること。）。

①　上記１⑷①及び１⑷②に関する契約を締結する能力を有する者であること。

②　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

③　国税、地方税、その他の公租公課について滞納がある者でないこと。

④　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑶①により再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑤　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

⑵　保留床取得予定者に関して、次の①から⑧に掲げる条件をすべて満たしている者であること（複数の者（以下「保留床取得グループ」という。）で構成する場合は、保留床取得グループ構成員のすべての者が次の①から⑤及び⑨に掲げる条件をすべて満たした上で、保留床取得グループ構成員の代表者が次の⑥から⑧に掲げる条件をすべて満たしていること。）。

また、ＳＰＣ（資産の原保有者から原資産を譲り受けて証券の発行又は借入れを行い、当該資産の管理及び処分によって得られる金銭をもって、その調達資金の弁済を行う等の特別な目的のために設立された法人をいい、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき設立された投資法人及び資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）に基づき設立された特定目的会社（以下「ＴＭＫ」という。）を含む。）を活用する場合は、⑩に掲げる条件を満たす者であること。

①　保留床を事務所、店舗及び業務・生活支援施設として適正に使用、譲渡又は賃貸することができる者であること。

②　保留床譲渡代金の支払が確実である者であること。

③　保留床譲渡契約の締結に際し、機構が犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）に準じて行う本人確認に応じることができる者であること。

④　保留床の取得について監督官庁の許認可が必要な場合は、その許認可を確実に得られる者であること。

⑤　保留床の取得目的が、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条各項に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又はこれらに関連する業務の用に供するものではないこと（自ら使用のほか、賃借及び転借する場合を含む。）。

⑥　東京都23区内の業務用途を主とする複合建築物において、現在も継続して５年以上、専用面積50,000㎡以上の床の管理運営実績を有する者であること。

⑦　現在事業中又は平成20年度以降に工事完了公告を行った市街地再開発事業において、個人施行者、特定建築者、特定業務代行者、参加組合員又は特定事業参加者のいずれかを務めた者であること。

⑧　宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第３条に規定する免許を有する者であること。

⑨　保留床取得グループで構成する場合にあっては、次のイ及びロの条件を満たしている者であること。

イ　適切な代表者を選定できる者であること。また、その代表者は、機構との窓口として、構成員間の調整を確実に実施できる者であること。

ロ　構成員全員で保留床共同取得者協定を締結していること。

⑩　ＳＰＣを活用する場合、次のイからハのいずれかの条件を満たす者であること。

イ　ＳＰＣを含む保留床取得グループが申し込む場合で、次の条件を満たす者

(イ)　代表者がＳＰＣ以外であること。

(ロ)　保留床取得グループ構成員の代表者が⑥から⑧の条件をすべて満たし、保留床取得グループ構成員の全員が①から⑤及び⑨に掲げる条件をすべて満たしていること。

(ハ)　ＳＰＣが保留床取得グループ構成員の一員として保留床取得者となれない事態が生じた場合は、他の保留床取得グループ構成員がＳＰＣの権利義務を引き継ぐこと。

ロ　地位承継予定者（落札後ＳＰＣへ保留床取得者の地位の承継を予定する者をいう。以下同じ。）が代表者として申し込む場合で、次の条件をすべて満たす者

(イ)　地位承継予定者は、①から⑧の条件をすべて満たし、保留床取得グループで申し込む場合は、地位承継予定者を含む保留床取得グループ構成員の全員が①から⑤及び⑨に掲げる条件をすべて満たしていること。

(ロ)　申込時に保留床取得者の地位の一部をＳＰＣに承継することを明らかにすること（ただし、すべての権利義務を承継することは認められないものとする。）。

(ハ)　地位承継予定者は、ＳＰＣへの出資者又は特定資産管理処分業務等の受託者となること。

(ニ)　地位承継予定者は、保留床譲渡契約を締結する日までにＳＰＣを組成の上、保留床取得者の地位の一部をＳＰＣへ承継すること。

(ホ)　ＳＰＣが保留床取得者の地位の一部を承継ができない等の事態が生じた場合は、地位承継予定者が事業に参画し、ＳＰＣに承継する予定であった権利義務を履行すること。

ハ　地位承継予定者が保留床取得グループ構成員の一員として申し込む場合で、次の条件をすべて満たす者

(イ)　地位承継予定者を含む保留床取得グループ構成員の全員が、①から⑤及び⑨に掲げる条件をすべて満たし、代表者が⑥から⑧の条件をすべて満たすこと。

(ロ)　申込時に保留床取得者の地位の全部又は一部をＳＰＣに承継することを明らかにすること。

(ハ)　地位承継予定者は、ＳＰＣへの出資者又は特定資産管理処分業務等の受託者となること。

(ニ)　地位承継予定者は、保留床譲渡契約を締結する日までにＳＰＣを組成の上、保留床取得者の地位の全部又は一部をＳＰＣへ承継すること。

(ホ)　ＳＰＣが保留床取得者の地位の全部又は一部を承継ができない等の事態が生じた場合は、地位承継予定者が事業に参画し、ＳＰＣに承継する予定であった権利義務を履行すること。